

建築物空気環境測定業の登録（2号登録）に当たって

建築物空気環境測定業とは、建築物内における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流、ヒム刑デヒトの量）の測定を行う事業である。通常の営業許可とは異なり、当該登録を受けなければ当該事業を行うことができないものではない。

1 登録手続等

(1) 登録手続（新規登録、再登録）

申請書のほか、次の添付書類が必要です。登録の有効期間は6年間です。

申請手数料は新規登録、再登録とも、35,000円（H26.4.1 現在）です。

再登録申請は、有効期間が満了するおおむね1ヶ月前までに行ってください。

なお、登録を受けた営業所は、「登録建築物空気環境測定業」と表示することができます。

《添付書類》

- 空気環境の測定に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - ・ 機械器具が借用の場合、契約書の写し（借用期間は6年以上であること。保健所で原本照合する。）又は貸出証明書を添付すること。
 - ・ 浮遊粉じん計については、（公財）日本建築衛生管理教育センターの較正済票の写し（新規：申請前1年以内のもの、再登録：過去6年分、保健所で原本と照合します。）を添付すること。
- 空気環境の測定を行う者の氏名を記載した書面及びその者の厚生労働省令に規定する資格を証明する書類の写し（※ 原本を持参し、保健所の確認を得ること。）
- 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面
 - ①空気環境の測定方法、②測定器の点検、較正等の方法及びこれらの記録の保管方法、③測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名 が記載されていること。
- 営業所付近見取図
- 定款の写し（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、事業協同組合の場合）

(2) 変更の手続

次の事項に変更があった場合、その日から30日以内に変更届を提出すること。

- ・ 氏名又は名称、住所、法人にあっては、代表者の氏名
- ・ 営業所の名称、所在地、責任者の氏名
- ・ 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備
 - ⇒ 【添付書類】機械器具の概要を記載した書面（変更前、変更後）
- ・ 空気環境測定実施者 ⇒ 【添付書類】免状、修了証の写し（※原本持参してください。）
- ・ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法
 - ⇒ 【添付書類】作業方法等を記載した書面（変更前、変更後）

(3) 廃止の手続

事業を廃止した場合、その日から30日以内に廃止届を提出すること。

【添付書類】登録証明書

(4) その他

作業報告書（副本）は5年間保管してください。

2 登録基準

(1) 物的要件

次の機械器具等を所有していること（下図参照）。

機械器具	
(1) 浮遊粉じん量測定器	グラスファイバーろ紙（ $0.3\mu\text{m}$ のステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器，又は厚生労働大臣の登録した者により当該機器を標準として1年以内に較正された機器
(2) 一酸化炭素検定器	検知管方式
(3) 二酸化炭素検定器	検知管方式
(4) 温度計	0.5 度目盛
(5) 乾湿球湿度計	0.5 度目盛
(6) 風速計	0.2m毎秒以上の気流を測定することができる測定器
(7) 測定に必要な器具	測定器固定用台車等

または、これと同程度以上の性能を有する機器

(注) 物的要件は、原則として借入れは認められない。また、同一の機械器具で、2ヶ所以上の営業所の登録を受けることはできない。（共用は不可）

(2) 人的要件

① 「空気環境測定実施者」がいること（下図参照）。

【空気環境測定実施者の資格取得方法】



※ 登録有効期間経過後、引き続き建築物環境衛生管理技術者を空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合、再講習の修了が必要である。

(注) 「空気環境測定実施者」は、他の登録営業所の同監督者として登録はできない。（兼任不可）

また、他の登録業種（清掃業，飲料水貯水槽清掃業，排水管清掃業，ねずみ昆虫等防除業，環境衛生総合管理業等）の有資格者としても登録できない。（兼任不可）

さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者との兼任もできない。

(2) その他の要件

作業方法、機械器具等の維持管理の方法が基準に適合していること。

※ 作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示に示す項目にすべて合致する必要があるので、告示内容を十分に把握し、標準的な作業マニュアルを作成してください。

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法に係る基準（抜粋）

平成 14 年 3 月 26 日 厚生労働省告示第 117 号
平成 15 年 3 月 25 日 厚生労働省告示第 118 号一部改正
平成 16 年 3 月 22 日 厚生労働省告示第 118 号一部改正

第2 規則第26条第3号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。
- 2 空気環境の測定の結果を五年間保存すること。
- 3 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。
- 4 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1及び3に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合であっても、測定結果の保存は自ら実施すること。
- 5 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。